

第 8 回 規制見直し基準 WG 議事録（総務省ヒアリング）

- 1 . 日時：平成 1 7 年 1 0 月 1 9 日（水）13:00～13:30
- 2 . 場所：永田町合同庁舎 1 階第 1 会議室
- 3 . 項目：通知・通達等法令以外の規定に基づく規制
 - ・危険物施設の変更工事にかかる完成検査等について
- 4 . 出席： 規制改革・民間開放推進会議
鈴木主査、原主査、大橋専門委員、山本専門委員
総務省
消防庁 予防課 危険物保安室長 梅原 直
(以下「梅原危険物保安室長」という)
消防庁 予防課 危険物保安室 理事官 秋葉 洋
消防庁 予防課 危険物保安室 事務官 山口 研悟
大臣官房企画課 主査 東田 晃拓

鈴木主査 よろしいでしょうか。それでは「危険物施設の変更工事にかかる完成検査等について」、総務省と 30 分程度の時間で意見交換をしたいと思いません。

作成いただきました調査票に基づいて、まず、大体 10 分弱ぐらいで御説明いただいて、残りの時間を質疑に当てたいと思いますので、よろしく願いいたします。

梅原危険物保安室長 消防庁危険物保安室長の梅原でございます。

最初に調査票の方から御説明申し上げます。

鈴木主査 形式的なところは、もう結構ですから。

梅原危険物保安室長 はい、わかりました。

通知・通達は、ここに書いたとおりのものでございまして、完成検査等の取扱いでございます。平成 11 年に出したものでございまして。都道府県主管部長あてでございまして、地方公共団体に対する技術的助言として出したというものでございます。

「根拠法令」は、消防法第 11 条第 5 項とございますが、危険物施設の設置変更工事を行った場合には、市町村長の完成検査を受けた後でなければ、施設の使用ができないと、こういう規定に根拠を持つというものでございます。

通知・通達等の目的でございますが、この当時、完成検査を実施するに当たって、産業界から、いろいろ要望が出てございまして、例えば、完成検査の日程を消防機関と調整をするわけでございますが、場合によっては第 1 希望の日

程がうまく合わないとか、あるいは完成検査を実施する際に一定時間かかりますが、その際に事業所側も立会いをなさるといようなことがございまして、こうした事務の簡素化ができないかという観点で御要望がございました。これに答える意味で整備をしたものでございます。

今、申し上げましたように、完成検査における事務の簡素化、省力化等の観点から、保安の体制が優れているということが明らかに認められる事業所が行う変更工事、これにつきましては、市町村長等が事業所の自主検査結果を活用して完成検査を実施することができるという一つのアドバイスと申しますか、技術的な助言をしたものでございます。

一般的には消防機関が完成検査を行う場合には、原則としては事業所に赴いて、目視等によりまして検査をするというのが通常でございます。こうした場合については、事業者の方がおつくりになった自主的な完成検査結果という書類チェックということで済ますことができるのではないかと御提案でございます。

7番の「通知・通達等の内容を法令の形式で制定していない理由」でございますが、今、申し上げましたように、完成検査は技術上の基準に適合していることを消防機関が確認するものでございますが、その確認をする手段は、例えば現地に赴いて目視をするとか、測るとか、あるいは事業者の方がおつくりになったチェック表のようなもので書類チェックをすると、いろんな方法があるわけございまして、これらを一律に定めているわけではございません。

事業所の対象設備の複雑さとか、これまでの事故の状況だとか、いろんな状況を加味しまして、その都度最適と思われる方法を事業者の方と事前に御相談しながら、どんな手段で確認をするかということを決めているのが実態でございます。

したがって、完成検査の際の確認レベルというのは技術上の基準に適合しているかどうかということでございますが、それを確認する手段につきましては特に法令でこの方法によるということを決めているわけではございません。

この通知もその中の一つと申しますか、事務の簡素化という観点から完成検査の実施方法をこういう方法でもできるのではないかと御提案でございますので、これのみを法制化するということは適当ではないと考えてございます。

8番目の「通知・通達等の法定効果」でございますが、消防組織法の第20条に技術的助言という項目がございまして、これに基づくものでございますので、強制力というものはございません。

最後の、通知・通達等に従わなかったことによる不利益でございますが、市町村長等がこの助言に従わなかったことによる不利益は特にございませ

ん。先ほど申しましたように、完成検査のどういう方法による確認を選択するか、その手段の選択は基本的には市町村長等に委ねられているわけでございますし、またこの優良な事業所における完成検査を書類確認でもできるというのは一つの助言でございますので、これに従わない完成検査の方法を取ったからといって、特に不利益は関係者にはないというものでございます。

併せて本日は、平成 11 年に出しました通知を参考でお配りしてございます。本文は 3 ページほどでございますして、書かれている内容は基本的な取扱いの仕組み、対象とする工事の内容、留意事項といったものが定められてございます。

ここで御提案している対象とする工事の内容は、事故が起きた際にその影響が大きいと申しますか、非常に重要度の高いようなものは、この対象からは除外してはどうかというものでございます。

なお、留意事項にもございますけれども、全体の変更工事の中のある部分だけをこうした取扱いをするということも可能でしょうし、また場合によっては事業者の方からの自主検査結果の届出があっても、消防機関が完成検査で現場に赴くということを排除するというものでもないというようなことも留意点に挙げてございます。

それ以降は、具体的な管理状況が優良であるというような事業所は、例えばどういうものであるかということ为例示しているというものでございます。

具体的な取扱いは、事前にこうした優良な管理体制のある事業所であるかということ在地元の消防本部と事業者との間でお話をして、市町村長が優良ということを確認すれば、以降の完成検査につきましては、ここの対象工事の範囲内であれば、現場での確認を省略するといった取扱いが行われているというのが実態でございます。

説明は以上でございます。

鈴木主査 どうもありがとうございました。

それでは、どうぞ適宜、質疑をお願いします。

原主査 1 点だけですけれども、この通知は平成 11 年というと 6 年前ということですね。そういう意味からすると非常にまだ新しい通知ということになると思うのですが、こういうふうに強制力はなくて不利益もないということなので、それほど強い通知・通達ではないと思えますけれども、この段階でなぜ通知を出されたのかという経緯をお聞かせいただくと判断がまたできるかと。

梅原危険物保安室長 先ほども最初の方で少し申し上げましたけれども、当時、石油業界とか化学業界など、特にコンビナートの事業所でございますが、こうしたところから、消防法の検査における事務処理の簡素化というものが幾つか御要望としては挙がってございました。当時の規制緩和推進 3 か年計画の中にも入っておったと思います。

これに基づいて閣議決定された事項でございますので、我々はどういう工夫が可能であるかということを検討いたしまして、業界の方にも入っていただいて、こんなスキームをとりまとめたということでございます。

したがって、今もいくつかの事業所でこういうことを実践されてございますけれども、その結果は御自分たちで自主確認された結果をお持ちになれば、その日から稼働できるというようなことで、一定の簡素化が図れたという結果にはなっております。

原主査 その日から稼働は可能なのですか。

梅原危険物保安室長 完成検査の手続は完成検査の申請がございまして、手数料は多少ございますけれども、それでその内容に基づいて確認をいたしまして、確認した内容が技術基準に適合しているということが正式に認められれば、完成検査済書という書類を出します。

その時点で運転が可能になるということですが、実態は我々も幾つか把握いたしましたけれども、こうした制度を活用されているところでは、事業者の方が自主的な完成検査結果を消防本部にお持ちになれば、その日のうちに完成検査済証を交付しているというところがほとんどであると聞いてございます。

大橋専門委員 この完成検査というのは、事務の性格としては自治事務と理解してよろしいわけですか。

梅原危険物保安室長 この危険物の保安に関する事務は自治事務でございます。

原主査 再度の確認で大変恐縮なのですが、こちらに聞こえてきている要望の中には、同じ完成検査報告書提出時点で本当にその装置とかは稼働できるというのが今の御回答だったのですが。

梅原危険物保安室長 消防本部にお持ちになった時点と言いますか、それを受け取って、内容をチェックした上で、できるだけ速やかに完成検査済証を交付します。

原主査 そうするとそのチェックがその当日で済む場合もあれば、日をまたぐこともあるという感じになるのですか。

梅原危険物保安室長 実態を幾つかこちらでも聞いておるのですが、ほとんどのところでは当日交付ということを行っていると考えてございます。

原主査 わかりました。

山本専門委員 強制力という話がありましたけれども、この場合は逆に、事業者の側にとっては自分のところを認定してほしいというような、逆に自分たちに何らかの利益の方を求めるといった方向の問題もあると思うのです。

ですから、ここに認定の仕組みが一応技術的助言の中に定まっているという

ことになりまして、例えばある市町村で事業者が自分のところを認定してほしいと言ってきて、市町村の側がそれについて判断するということになると思うのですが、通常その許認可とか認定などになりますと、例えば、行政手続法が適用されて、それでいろんな手続き上の理由付記の問題であるとか、何かそういう手続き上の規定が適用されることになる。しかし、これはそうではないですね。その点はどうなのでしょう。もう少し正式の手続にした方がよいのではないかと考えられるのですが、それはやはりまずいということなのでしょう。

市町村ごとの制度の採択についての判断の余地を残すために、こういう形にしているということなのですか。

梅原危険物保安室長 完成検査という最終的に施設の適合性をチェックする方法が、ほかの法規でもそうでございますけれども、具体的な手段を事細かに、これは測る、これは目視で見る、これは書類で見るとかということを一律に区別して指定をしているというのは基本的にはないのだろうと思います。それはそれぞれの事業所の状況や設備の状況に応じて、ある一定の裁量の幅で柔軟に対応できることの方がより完成検査がスムーズに行くと思っております。

ですから、一般的な完成検査全般がそういう仕組みの中で動いてございますので、この仕組みだけをこの場合に限り書類検査のみとするということを法令で定めるとすることは、ちょっと均衡を失うと思っておりますけれども。

山本専門委員 ただ、実態としてはそういうふうにやることがあるということですね。

梅原危険物保安室長 こういうこともできるであろうと。

ただ、場合によっては書類が提出されたけれども、事業所の実態も把握しなければいけないということで消防機関が現地に行って、改めてある点を確認するということとはあり得ると思うのです。書類確認のみで行わなければならないというものでもないと思います。

山本専門委員 ですから、それはその認定の仕組みをつくった上で、しかし、事業者の側だけで検査をする。それで終わりではないということにしておけば、認定の仕組み自体を法令のレベルにおくことは可能ではないかと思うのですが。

梅原危険物保安室長 これがその認定ということに主眼があるというよりは、むしろ事務の簡素化をどうして図れるかと。正式な認定というよりも、確かに今の時点である対象の事業者は一定のレベルにあるということをお互いに確認し合って合意し合う。そういうところについてはこんな仕組みでやりましょうということを事業者の方との間で調整が図れるという意味での一つのお手本と言いますか、モデルと我々は認識しております。

鈴木主査 さっき3か年計画の中で指摘されていると言われたが、こんなこ

とは私の方が聞くのはおかしいけれども、どういう形で指摘されていたのか。

梅原危険物保安室長 平成9年だったと思うのですが、閣議決定の措置内容のところを申し上げますと「一定の要件を満たす危険物の製造・貯蔵施設等の変更工事に伴う消防法の完成検査前検査及び完成検査に関し、自主的な検査を適切に行うことができると認められる者に消防署等による検査に代えて自主検査を認める制度について、産業界関係者の意見を踏まえつつ、安全性を損なわないことを前提として検討し、結論を得て、導入のための所要の措置を講ずる」というのが内容でございます。

鈴木主査 わかりました。

山本専門委員 ちょっと確認したいのですが、そうするとこれは市町村ごとにこういう制度を取るか取らないかというのを決めて、取ると決定した市町村はこういう自主検査の方法の認定の仕組みを運用しているということなのか。

梅原危険物保安室長 御判断は市町村であると思うのですが、私どもは基本的にこういう仕組みはどうかというのは全消防本部にお知らせしてございます。事業者の方もこの検討の中にも御参画いただきましたので、こういう制度があるということは御承知でございます。コンビナートの全事業者にはこういう仕組みというのは周知されておりますので、事業者の方がそういう御希望があれば、消防本部に要請されると思われま。

ですから、そのときに消防本部側でこういう仕組みをやるかということ判断されるのかなと思います。需要のないところでは、こういうものがあるということは御承知だと思いますが、その時点でやるかやらないかを消防本部が直ちに判断しているかどうかは、私どもはわかりません。

実績としては幾つか消防本部でやっておられますので、事業者の方からの御要望に応じて導入したのか、あるいは申請ゼロの段階から消防本部でやると決めたか。そのところはちょっとわかりませんが、実態としてはかなりのところでもやっているということでございます。

原主査 もう一つ確認なのですが、平成9年のを受けて平成11年にこの通達が出されて、特に簡便にやれるような方向でこれを定めたということなのですが、柔軟にという形でやり始めると、とても柔軟にやっている部分と、がちがちになってくる部分と、結構幅があるような形が運用のところでは出てくるのかなと思うのですが、このがちがちになってくるようなところの運用改善のようなものを図る仕組みとか、図る方法というのは、やはり市町村に委ねられて、そこがいろいろと事業者からの要望を聞いて改善をするというようなことになっているのかどうかというところは、いかがでしょうか、

把握していらっしゃいますか。

梅原危険物保安室長 完成検査に関する事務の簡素化とか迅速化とかいった御要望はほかにもございまして、その都度、例えば、事務処理をどういうふうにするかとか、保安四法の関係でどうするかとか、ほかの検査結果を活用する仕組みを導入したらどうかとかいったいろんな御要望がございました。それらについてはそれぞれ個々にまた対応してきてございます。

管理体制が優良な事業所が、こういう仕組みはどうかということで御提案していますが、それ以外のところで、例えば自主検査結果を活用していないかという、そんなことはないと思います。

実際、私も消防本部にいて完成検査をしたことがございますけれども、一定の時間内に非常に複雑な設備を消防職員の方が一から全部見ていくというのは非常に時間もかかりますし、無駄も多いということから、ある部分については施工管理記録簿を出してくださいということで確認をするということの実態として、たくさん行われていると思います。

鈴木主査 これは新設についてもこんな通知を出しているのですか。あるいは保安検査ですね。これについてもこういう通知を出しているのですか。

梅原危険物保安室長 これは変更工事だけでございます。新設の場合は全く新たにつくりますから、これはすべて事業所に赴き検査を行うのが原則となっております。

鈴木主査 新設の方はこういう仕組みは認めていないでしょう。

梅原危険物保安室長 私どもはこういう仕組みの対象には考えてございませぬ。保安検査も対象とは考えてございませぬで、完成検査と完成検査前検査の2つでございます。

保安検査と申しますのは、一定のかなり大規模な屋外タンクだけに限定されています。

鈴木主査 たしか保安検査は、1万キロ以上のタンクでしたか。

梅原危険物保安室長 はい。

鈴木主査 従わなかったことによる不利益はないというのだが、従わないときには明示の意思表示をして、従いませぬと言ってくる仕組みになっているのですか。それとも、どうぞ勝手にということなのだから、市町村長が自分で判断してやる、報告もしないという形ですか。

梅原危険物保安室長 例えば、事業者の方がこういう仕組みはせっかくあるのだからやってくれということ消防本部にお申し出になって、その結果、その消防本部で、うちはやりませぬというのが従わないということかと思うのですが、そういう声は我々もこういう仕組みをつくって以降、いろいろフォローもしてございまして、業界の方からもいろいろお話も伺っていますし、消防本

部からのお話も伺うんですが、そういうケースはないようでございます。希望しながら、こういう仕組みが実践されなかったという事例はなかったと認識してございます。

鈴木主査 私が聞いているのは、こういうのがあっても、それぞれのところで我が市町村ではこういうやり方でよいということになって、別のやり方をやる時には、消防庁に対しては別に何の報告もせずにやってよろしいということですかということです。

梅原危険物保安室長 それはそうです。

鈴木主査 報告は何も来ないですか。

梅原危険物保安室長 消防本部の方といろんな打ち合わせもございますから、例えば、こういう制度は今どうなっていますかというようなことをお聞きすることもございますけれども、うちは独自の方法でやりますとか、あるいは申請があったけれども、これは活用しませんでしたという事例はないようでございます。

鈴木主査 単純に言ってみたら、要するに1つの教科書にすぎないということですか。

梅原危険物保安室長 1つのアドバイスをしている、こんな方法もありますという御提案でございます。

鈴木主査 では「あじさい要望」は、さっき事務の報告だと、御庁と詰めて、大体その方向で聞いていただくと聞いておるのですが。

梅原危険物保安室長 ちょっとどこからかはよくわかりませんが、私は石油化学工業協会という団体とお話をしたときに、自主検査結果を活用する仕組みについての御要望を幾つか聞いてございます。

内容は多分重複しているかと思っておりますが、そうした内容も踏まえて、今、検討を行っております。実態の把握と、どういう対応が可能かというようなことを関係者の方、消防機関の方にお話をいろいろ伺いながら整理をしているところでございます。今年度中には一定の整理をしたいということでございます。

鈴木主査 ほかにございせんか。

原主査 内容的なところは理解できて、今年度中に整理ということなので、その結果を待ちたいと思っておりますけれども、こういった話が通知・通達に置かれているというのは、消防関係は結構多いのですか。

梅原危険物保安室長 例えば、事務の簡素化などは、こういうふうにすると事務処理が簡単にできますとか、そういうアドバイスは法令に書くべきことではないと思っておりますので。

原主査 それは通達のような形で出されているものが多いということになる

わけですか。

梅原危険物保安室長 はい。ただ、技術基準をはっきりさせなければいけないとか、重複を排除するために制度として明確にしなければいけないというものについては、法令の改正で対応してございます。

原主査 一応、中でそういう物差しのようなものは持って判断をしていらっしゃる事なのですね。

梅原危険物保安室長 はい。

山本専門委員 再度確認したいのですが、現実にはその申請が出てきたときに応じないということはほとんどないようですので、現実には問題がないようなのですけれども、仮にそのところで市町村によって扱いがばらばらになってきて、あるところで認めるけれども、あるところでは認めないと。

あるいは市町村の中でも結局、認める場合と認めない場合があるとか、そういうのが出てきた場合はどういうふうにされようと、何かお考えはございますか。

梅原危険物保安室長 一定期間経過したということで、今年度は見直しと申しますか何か改善の余地がないかどうかということを検討しているわけですので、そういった実態ができれば、そうした対応をお取りになっている消防本部のお考えと申しますか、こういう不都合があるとか、こういう問題があるということは何かあるかと思っておりますので、事業者側と消防本部の双方の御意見を伺った上で、見直しの中に反映できるものであれば、してまいりたいと思っております。

山本専門委員 技術的助言から何かに改めるといように考えないと。

梅原危険物保安室長 技術的助言でない位置づけにするということでございますか。

山本専門委員 はい。

梅原危険物保安室長 やはり簡素化でございますから、これでなければならぬということ縛ってしまうのは、かえってマイナスの場合も出てくるのではないかなと。

例えば、完成検査の手法を、この場合はこれでなければならぬということになると、非常に窮屈と申しますか、いろんなケースがございますので、それに対応できなくなってしまう場合にあるのではないかなと思っております。

山本専門委員 検査を受ける側からすると、その扱いがまちまちになってしまふというのは不公平だというような感覚が出てくるのかなと。ですから、確かに簡素化という視点から言えば、そういうふうになるのかと思っておりますけれども。

梅原危険物保安室長 ただ、この発端はもともと規制緩和3か年計画の中で

の対応の措置でございますので、そうした位置づけは消防本部の方も御承知になれていると思います。

鈴木主査 よろしいですか。

それでは、どうもありがとうございました。今後、なお追加して質問をさせていただくこともあり得るかと思いますが、その節はよろしく御協力いただきたいと思います。

今日はどうも御苦勞様でございました。